

平成25年度青森県あおり食産業づくり加速化事業費補助金交付要綱

平成25年4月4日制定

(趣旨)

第1 県は、「あおり食産業づくり」の取組を加速化させるため、食品製造業者及びその他知事が認める者（以下「食品製造業者等」という。）が行う「あおり食産業づくり加速化事業」に要する経費について、平成25年度予算の範囲内において、事業実施主体に対し、あおり食産業づくり加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において「あおり食産業づくり加速化事業」とは、次に掲げる要件を全て満たした事業とする。

- (1) 県内に本社及び製造に携わる拠点を有する食品製造業者等が新たに行う取組であること。
- (2) 県産原料の利用・加工拡大等により、付加価値を創出し取引拡大に寄与する取組であること。
- (3) 創出した付加価値を経営基盤の強化に生かす地域のモデルとなる取組であること。
- (4) 本県の「あおり食産業づくり」の加速化に寄与するものと認められること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款の写し及び登記事項証明書（法人の場合）
- (2) 決算報告書など事業運営の内容を判断できる書類
- (3) 事業費の積算を示す資料
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）について、補助対象経費の30パーセントを超える増減を伴う変更を加える場合において、事業変更承認

申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成26年4月1日から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

（補助金の請求）

第8 補助金の請求は、補助金請求書（第3号様式）を知事に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は平成26年4月11日のいずれか早い期日までに事業完了（廃止）実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業費の内訳を示す資料
- (2) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成25年4月4日から施行する。

別表（第3関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>事業実施主体が行うあおもり食産業づくり加速化事業に要する次に掲げる経費</p> <p>1 県産原料の利用・加工拡大等に必要な経費 委託加工料、加工機器リース料、会議費、旅費、会議資料印刷費、通信運搬費、会場借上料、流通体制整備費等</p> <p>2 衛生管理の強化等に必要な経費 施設衛生調査費、品質確保に係る分析経費、社員研修費等</p> <p>3 県産原料の利用・加工拡大等による付加価値の情報発信に要する経費 パンフレット等の情報発信資材作成費等</p>	<p>左の経費の合計額の2分の1に相当する額又は800千円のいずれか低い額以内の額</p>

第1号様式（第4関係）

番 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号
住 所
名 称
代表者氏名 印

平成25年度青森県あおり食産業づくり加速化事業費補助金交付申請書

平成25年度において実施するあおり食産業づくり加速化事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的及び内容

別添「平成25年度あおり食産業づくり加速化事業計画（又は実績）書」のとおり

2 補助事業完了予定（又は完了）年月日 平成 年 月 日

3 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	予算額（又は精算額）	備 考
県 補 助 金	円	
そ の 他		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	予算額 (又は精算額)	負 担 区 分		備 考
		県補助金	その他	
	円	円	円	
合 計				

(別添)

平成25年度あおもり食産業づくり加速化事業計画(又は実績)書

1 事業実施主体の概要

事業実施 主体名		代 表 者 氏 名	
所 在 地	〒 ー		
電 話		F A X	
Eメール			
経営概況	※ 従業員数、主な扱い品目、商品、販売先等について記載すること。		

2 事業の概要

(1)事業テーマ	
(2)目標 (3~5年後)	※ 県産原料の利用・加工拡大等の現状と目標を記載すること。 (品目、数量等)
(3)取組概要	※ 取組に係る具体的な内容などを記載すること。

(4) 事業予定額 (又は実績額)	ア 県産原料の利用・加工拡大等 イ 衛生管理の強化等 ウ 付加価値の情報発信等 合 計 (ア+イ+ウ) 積算の内訳は別紙のとおり	円 円 円 円
(5) 実施予定期間 (又は実施期間)	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日	
(6) 主な実施予定 場所 (又は主 な実施場所)	※ 自社工場、委託先など	
(7) 事業実施後の 取組予定		
(8) 指導協力機関	※ 研究機関、関連企業など	
(9) 取組の特徴		
ア 実現性		
イ 事業効果		
(10) その他 (特記事項等)		

※ 取組内容のわかりやすい資料があれば添付する。

(別紙)

事業予定額の積算内訳(又は事業実施額の内訳)

(単位：円)

内 容	規格等	単 価	数 量	計
1 県産原料の利用・加工拡大等				
小 計				
2 衛生管理の強化等				
小 計				
3 付加価値の情報発信等				
小 計				
合 計 (1 + 2 + 3)				

※ 欄が足りない場合は、適宜追加すること。

番 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号
住 所
名 称
代表者氏名 印

平成25年度あおもり食産業づくり加速化事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成25年度あおもり食産業づくり加速化事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、平成25年度青森県あおもり食産業づくり加速化事業費補助金交付要綱第5第1号（第2号）の規定により、その承認を申請します。

記

（注）

- 1 記以下の記載要領は、第1号様式の記以下に準ずるものとし、同様式中「事業の目的」を「変更（中止・廃止）の理由」に書き換えること。
- 2 変更の場合は、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きし、変更前を上段に括弧書きすること。
また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。
- 3 中止又は廃止の場合は、中止又は廃止の理由及び期日を記載すること。

番 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号
住 所
名 称
代表者氏名 印

平成25年度青森県あおり食産業づくり加速化事業費補助金請求書

金 _____ 円

ただし、平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた平成25年度青森県あおり食産業づくり加速化事業費補助金として、上記の金額を請求します。

振	金融機関名	
込	口座番号	
先	口座名義	

(注)

- 1 「金融機関名」は、支店（出張所）等まで記載する。
- 2 「口座番号」は、「普通」「当座」等の区分も記載する。

番 号
平成 年 月 日

青森県知事 殿

郵便番号
住 所
名 称
代表者氏名 印

平成25年度あおり食産業づくり加速化事業完了（廃止）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成25年度あおり食産業づくり加速化事業が完了（を廃止）したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

（注）

- 1 記以下については、第1号様式の記以下に準じて作成すること。
- 2 実績報告の事業の内容及び経費の配分が、補助金交付申請書又は事業変更承認申請書と異なる場合は、異なる部分を二段書きにし、変更前を上段に括弧書きすること。